

# 福 井 県

---

## ～ 第6次福井県医療計画（案） ～ に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

平成25年3月27日  
福井県健康福祉部地域医療課

「第6次福井県医療計画（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間 平成25年2月28日（木）～3月13日（水）
- 2 意見件数（意見提出者数）  
7件（3人）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方  
別添資料のとおり
- 4 問い合わせ先  
福井県健康福祉部地域医療課  
電話番号 0776-20-0346  
ファックス 0776-20-0642  
E-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

第6次福井県医療計画（案）に関する県民パブリックコメント  
意見の概要および県の考え方

## 【第3部 医療の役割分担と連携の必要性】

意見の概要		意見に対する考え方
1	<p>4疾病の発症を防ぐためには、生活習慣の改善が大切であるため、医療費および健診データを保有し、また健診および特定保健指導を実施する医療保険者との連携を図り、「予防」に着目した施策を実施していく必要がある。</p> <p>また、医療機関の役割分担や後発医薬品の普及促進など施策の広報活動も医療保険者との連携を強化すべきである。</p>	<p>第3次福井県健康づくり応援計画で、食生活や運動を中心とした生活習慣の改善を記載しています。</p> <p>医療保険者の協力を得て、特定健診の HbA1c 値などから糖尿病のリスクの高い人を抽出し、確実に医療機関へつなぐなど、生活習慣病の重症化予防について推進していきます。</p> <p>また施策の広報活動については、後発医薬品の安心使用に向けた普及啓発を図る「福井県後発医薬品安心使用促進協議会」に、医療保険者が参画いただいております、引き続きこのような場などを活用し、連携を図っていきます。</p>

## 【第4部第5章「精神疾患」】

意見の概要		意見に対する考え方
2	<p>「勤務先の事業所が精神的な不調に気づき、専門窓口への相談を促す」等の対応の啓発や、生活補償制度の周知、職場復帰のための支援といった面で、積極的に勤務先の事業所に理解を求める施策を進めるなど、早期の職場復帰に向けたサポートが必要である。</p>	<p>別に策定する「第5次福井県障害者福祉計画」において、障害者雇用への理解促進、支援制度等の周知について記載します。</p> <p>精神疾患の早期発見・治療のためには勤務先の事業所の理解が重要と考えており、積極的に啓発を行っていきます。</p>

## 【第4部第9章 災害時医療について】

意見の概要		意見に対する考え方
3	<p>災害時の医療体制に関し、医師会は重要な役割を果たしている。県内の災害では、医師会の救護班として33班の編成が想定されている。東日本大震災時には、県外から派遣される日本医師会の医療チーム(JMAT)も活躍した。</p> <p>こうした救護班・JMATの受入れや連絡調整、医療関係物資の集約拠点の機能は重要であり、医師会の災害対策本部的な機能を、計画に位置付ける必要がある。</p>	<p>こうした機能は、災害時医療対策として重要と考えます。</p> <p>施策の内容の「災害派遣医療チーム(DMAT)、関係機関の連携強化」において、県内外の救護班・JMATの受入れや連絡調整、医療関係物資の集約拠点機能の充実・強化を進めることを記載します。</p>

【第5部第6章「医薬品等」】

意見の概要		意見に対する考え方
4	後発医薬品の更なる使用促進を図るため、流通体制の監視指導のみならず、医療関係者に対する不安感の払拭に向けた働きかけを強化してほしい。	医療関係者等で構成する後発医薬品安心使用促進協議会での検討結果を踏まえ、医療関係者に対するアンケート調査や研修会などを通じて、後発医薬品の安心使用に向けた働きかけを行っていきます。

【第7部第3章「保健師・助産師・看護師・准看護師」】

意見の概要		意見に対する考え方
5	健診および特定保健指導といった「予防」に着目した取組みの推進が不可欠である。このため、特に保健師の充足に努めるとともに、新たな健康課題や複雑・多様化するニーズに対応できる質の高い保健師の養成および確保が必要である。	健康づくりや生活習慣病予防の充実強化を図るためには、質の高い保健師の養成と確保が大変重要であると認識しています。 今後も、新たな健康課題や複雑・多様化する保健や医療ニーズに対応できる質の高い保健師、助産師、看護師等の養成と確保に取り組んでいきます。

【その他 喫煙者率削減等の数値目標の是非について】

意見の概要		意見に対する考え方
6	喫煙は、適切なリスク情報を承知した個人自らが、健康に与える影響を勘案して判断すべきもの。成人喫煙者率削減等について、数値目標を設定することに強く反対である。	喫煙は、肺がんをはじめとして、喉頭がんや口腔がんなど多くのがんと深い関係があることが科学的根拠を持って示されています。 本県では、喫煙率の高い若い世代や働く世代を中心に、たばこを止めたい人への禁煙指導等により、喫煙率の減少を図るため、目標値を設定しました。

【受動喫煙の機会減少の対策について】

意見の概要		意見に対する考え方
7	厳格な分煙措置等の規制が導入されると、その影響は甚大になると予想される。よって、施設管理者が、利用実態に応じた適切な受動喫煙防止対策を講じることが妥当である。	施設管理者の理解を得て、禁煙を実施している場合には分かりやすく表示し、利用者が選択できるようにすることなどにより、受動喫煙防止対策を進めていきます。 なお、行政の施設では、地域のモデルとして率先して施設内禁煙とすることで、受動喫煙防止対策の徹底を図るべきと考えています。